

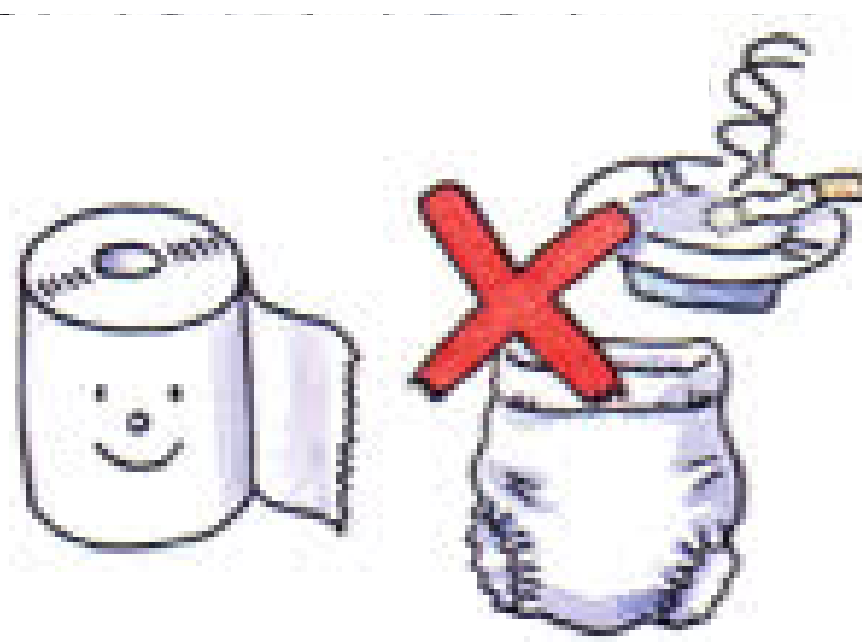
浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は正しく使いましょう

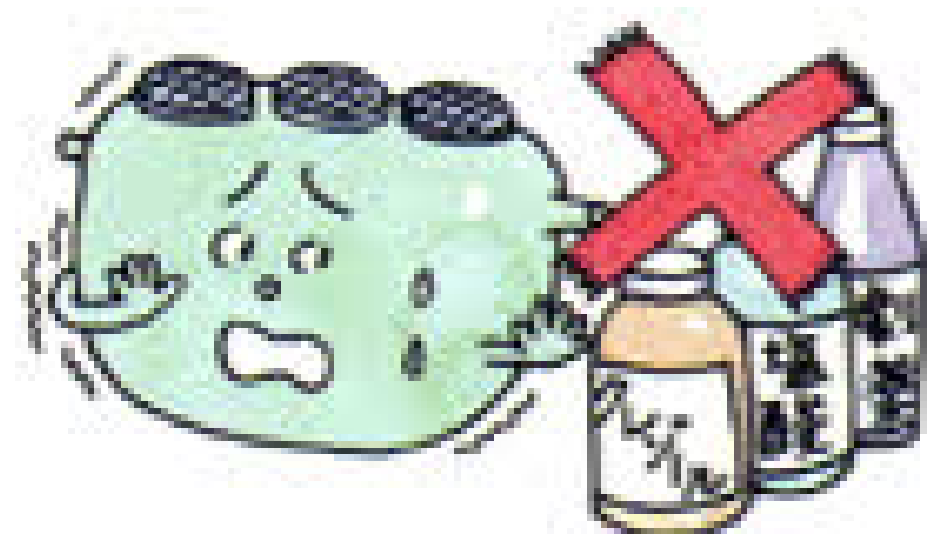
浄化槽の電源は切らないようにしてください（微生物が働いています）。



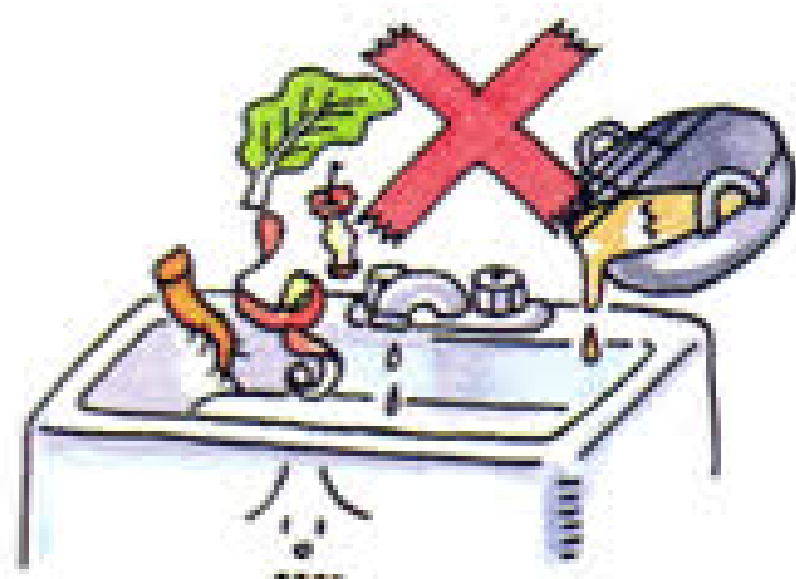
トイレにはトイレットペーパー以外流さないでください。



便器の清掃はできるだけ浄化槽専用洗剤を使用してください。



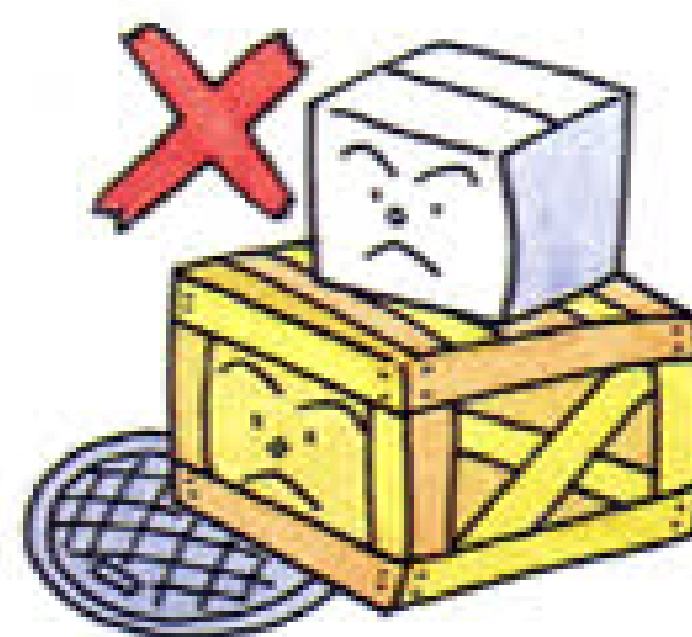
台所から野菜クズや食用油などを流さないでください。



洗剤は適量を守って使用しましょう。



浄化槽の上にものを置かないでください。



単独処理浄化槽をご使用の皆さまへ

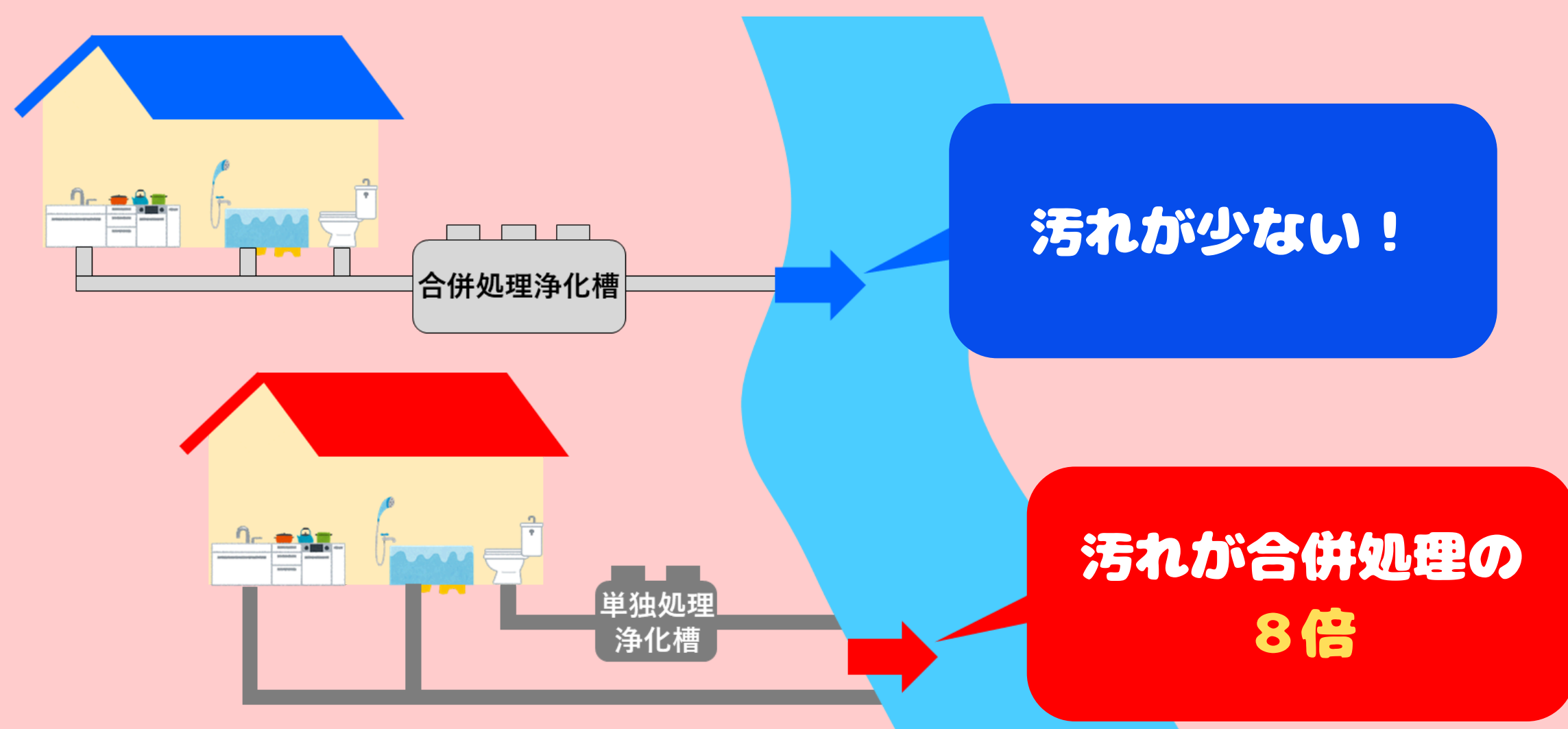
単独処理浄化槽はトイレからの排水しか処理しません。

お風呂や台所等からの生活排水は未処理の状態で公共用水域に排出されます。

公共用水域の水質保全のため、

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

についてご検討をお願いします。



一度に多量の水を流さないようにしましょう（浄化する時間が~~長く~~短くなり、十分に浄化できなくなります）。

「長く」は誤りで
正しくは「短く」
です。



浄化槽は

「生き物」です！

浄化機能を十分に発揮させるため
正しい使い方を守りましょう



滋賀県浄化槽適正処理促進協議会

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

県内各市町浄化槽関係課

滋賀県環境整備事業協同組合

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会

10月1日は「浄化槽の日」

10月は「浄化槽適正処理促進月間」です

各種届出

次の場合は届出が必要です。詳しくはお住まいの市町の浄化槽関係担当課にお問い合わせください。

◆新しい浄化槽を設置する

浄化槽を新しく設置するときは、(公社)滋賀県生活環境事業協会に、浄化槽法第7条の規定による水質検査の受検を申し込むとともに、「浄化槽設置届出書」を提出し、その内容等について予備審査を受けてください。予備審査後、「浄化槽設置届出書」を市町長に提出してください。

浄化槽の工事が完了したときは、「浄化槽工事完了報告書」を(公社)滋賀県生活環境事業協会の予備審査を受けた後、市町長に提出してください。また、浄化槽の使用を開始したときは使用を開始した日から30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を市町長に提出してください。

◆浄化槽を使用休止・使用再開する

転居等により浄化槽の使用を休止（概ね1年以上）しようとする場合は、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づく清掃を実施した後、休止の日（清掃を実施した日）から30日以内に「浄化槽使用休止届出書」および「浄化槽の休止に係る報告書」を市町長に提出してください。

また、使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したときは、30日以内に「浄化槽使用再開届出書」および「浄化槽の使用再開に係る報告書」を市町長に提出してください。

◆浄化槽の使用を廃止する

下水道への接続や建物を撤去した場合など、浄化槽の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内に「浄化槽使用廃止届出書」を市町長に提出してください。

◆浄化槽管理者（所有者）に変更があった

相続、売買等により浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に「浄化槽管理者変更報告書」を市町長に提出してください。

浄化槽管理者の義務

浄化槽をお使いの皆さまは、浄化槽法に基づき
保守点検、清掃、法定検査を
実施する必要があります。

保守点検 (保守点検業者)	装置や機器の点検、調整・修理、消毒薬の補充等を行う 【年3回以上】
清掃 (清掃業者)	汚泥の引き抜き、装置や機器の洗淨・掃除等を行う 【年1回以上】
法定検査 (指定検査機関)	保守点検や清掃が適切に行われ正常に機能しているか等、総合的に検査する【年1回】

指導助言

浄化槽法に基づく保守点検・清掃・法定検査が実施されていない場合、市町から指導助言を行っています。

(浄化槽台帳)
浄化槽を所有（管理）する人の氏名および管理の状況等を把握

稼働浄化槽	
管理浄化槽（保守点検・清掃・法定検査を実施）	未管理の浄化槽

↓

(市町長)
保守点検・清掃の実施、法定検査の受検をしていただくよう指導助言

指導助言の内容に適切に対応いただかない場合、保守点検・清掃を実施されないと6月以下の懲役又は100万円以下の罰金が、法定検査を受検されないと30万円以下の過料が科せられます。

お問い合わせ先

浄化槽所在地の市役所・町役場浄化槽関係担当課
滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 ☎077-528-3471
(指定検査機関) 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 ☎077-535-9210

